

単価表(年間支給限度額)

○令和8年度の支給額です。予定でありますので、変更となる場合があります。

小学校費

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
学用品費		¥11,630	¥11,630	¥11,630	¥11,630	¥11,630	¥11,630
通学用品費			¥2,270	¥2,270	¥2,270	¥2,270	¥2,270
新入学用品費		¥64,300					
校外活動費	宿泊を伴わないもの	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥1,600
	宿泊を伴うもの					¥3,690	
修学旅行費							実費額
給食費		¥52,800 (実費分のみ)	¥52,800 (実費分のみ)	¥53,900 (実費分のみ)	¥53,900 (実費分のみ)	¥55,000 (実費分のみ)	¥55,000 (実費分のみ)
医療費		実費分(学校保健安全法施行令第8条による病気で学校より治療の指示のあったもの)					
日本スポーツ振興センター掛金		¥460	¥460	¥460	¥460	¥460	¥460
合計		¥130,790	¥68,760	¥69,860	¥69,860	¥74,650	¥70,960

中学校費

		1年	2年	3年
学用品費		¥22,730	¥22,730	¥22,730
通学用品費			¥2,270	¥2,270
新入学用品費		¥81,000		
校外活動費	宿泊を伴わないもの	¥2,310	¥2,310	¥2,310
	宿泊を伴うもの	¥6,210		
修学旅行費				実費額
給食費		¥47,600 (実費分のみ)	¥47,800 (実費分のみ)	¥46,000 (実費分のみ)
医療費		実費分(学校保健安全法施行令第8条による病気で学校より治療の指示のあったもの)		
日本スポーツ振興センター掛金		¥460	¥460	¥460
合計		¥160,310	¥75,570	¥73,770

【入学準備金について】

令和7年度に就学前児童の時、入学準備金の支給を受けた場合は小学1年生で新入学用品費を受けることはできません。
令和7年度に小学校6年生の時、入学準備金の支給を受けた場合は中学1年生で新入学用品費を受けることはできません。

【医療費について】

学校から治療指示があった場合の、下記の病名に係る医療費の実費額が対象となります。

【トラコーマ・結膜炎・むし歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病・白癬・疥癬・膿痂疹】

なお、上記医療費の援助を受けるためには、**事前に手続きが必要です。**

- ①治療前に学校へ「学校病被患者調書」の交付を申し出て下さい。
- ②「学校病被患者調書」に必要事項を記入し、教育委員会又は学校へ申請して下さい。
- ③「医療券」が交付されます。「医療券」は教育委員会で発行するため、学校へ申請された場合は後日交付となります。
- ④「医療券」を持参し、医療機関で受診して下さい。

医療券がないと本人負担となり援助の対象にはなりませんので、ご注意ください。